

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和6年10月22日(2024.10.22)

【国際公開番号】WO2023/157837

【出願番号】特願2024-501382(P2024-501382)

【国際特許分類】

C 0 8 G 63/668(2006.01)

C 0 8 G 63/676(2006.01)

C 0 8 L 67/02(2006.01)

C 0 8 G 18/42(2006.01)

C 0 8 G 18/72(2006.01)

C 0 9 D 167/00(2006.01)

C 2 3 C 26/00(2006.01)

C 2 3 C 28/00(2006.01)

B 3 2 B 15/09(2006.01)

B 3 2 B 27/36(2006.01)

B 3 2 B 7/027(2019.01)

B 6 5 D 1/12(2006.01)

C 0 8 G 63/672(2006.01)

10

20

【F I】

C 0 8 G 63/668

C 0 8 G 63/676

C 0 8 L 67/02

C 0 8 G 18/42 0 4 4

C 0 8 G 18/72

C 0 9 D 167/00

C 2 3 C 26/00 A

C 2 3 C 28/00 C

B 3 2 B 15/09 A

B 3 2 B 27/36

B 3 2 B 7/027

B 6 5 D 1/12

C 0 8 G 63/672

C 0 8 G 18/42 0 0 8

30

【手続補正書】

【提出日】令和6年4月24日(2024.4.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

40

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

多価カルボン酸成分と多価アルコール成分を共重合成分とし、次の(i)~(iii)の条件を満たすポリエステル樹脂。

(i) ポリエステル樹脂を構成する多価カルボン酸成分のうち、フラン骨格を有する多価カルボン酸成分を10モル%以上有する。

(ii) ポリエステル樹脂を構成する多価アルコール成分が2種以上である。

50

(i i i) ガラス転移温度が 70 以上である。

【請求項 2】

還元粘度が 0.2 ~ 0.8 dl / g、酸価が 70 eq / t 未満であり、融点を有さない、請求項 1 に記載のポリエステル樹脂。

【請求項 3】

ポリエステル樹脂を構成する多価カルボン酸成分のうち、フラン骨格を有する多価カルボン酸成分以外に、芳香族多価カルボン酸、脂肪族多価カルボン酸、脂環族多価カルボン酸から選ばれる少なくとも 1 種以上の多価カルボン酸成分を 5 モル% 以上有する請求項 1 または 2 に記載のポリエステル樹脂。

【請求項 4】

前記多価アルコール成分のうち、直鎖のジオール成分と側鎖を有するジオール成分との合計が 50 モル% 以上である請求項 2 に記載のポリエステル樹脂。

【請求項 5】

前記直鎖のジオール成分よりも前記側鎖を有するジオール成分の共重合比率（モル比）が高い、請求項 4 に記載のポリエステル樹脂。

【請求項 6】

前記直鎖のジオール成分がエチレングリコール成分である請求項 5 に記載のポリエステル樹脂。

【請求項 7】

前記側鎖を有するジオール成分が 1, 2 - プロピレングリコール成分である請求項 4 ~ 6 のいずれかに記載のポリエステル樹脂。

【請求項 8】

金属板コーティング用である請求項 1 または 2 に記載のポリエステル樹脂。

【請求項 9】

請求項 1 または 2 に記載のポリエステル樹脂と硬化剤とを含み、前記ポリエステル樹脂 / 硬化剤 = 98 / 2 ~ 50 / 50（質量比）の割合で含有する金属板コーティング用組成物。

【請求項 10】

前記硬化剤がアミノ樹脂、フェノール樹脂およびイソシアネート化合物から選ばれる少なくとも一種の硬化剤である、請求項 9 に記載の金属板コーティング用組成物。

【請求項 11】

請求項 1 または 2 に記載のポリエステル樹脂と硬化剤との反応物を含む層を有する積層体。

【請求項 12】

請求項 9 に記載の金属板コーティング用組成物が金属板表面に積層された塗装金属板。

【請求項 13】

請求項 12 に記載の塗装金属板を構成材料として含む缶。

10

20

30

40

50